

日野都市計画地区計画の決定（日野市決定）

都市計画日野台二丁目地区地区計画を次のように決定する。

名	称	日野台二丁目地区地区計画
位	置 ※	日野市日野台二丁目地内
面	積 ※	約1.8ha
地区計画の目標		本地区は、土地区画整理事業により新たに道路、公園等が整備される地区であり、現在は農地を主体として低層の戸建住宅が点在し、農地と住宅が共存している地区である。地区の周辺は既に市街地が整備されているため、その周辺市街地との調和を図りつつ都市農業の確立保全と緑豊かで良好な住宅地の形成を図ることを目標とする。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>本地区を2つの地区に区分し、地区の特性に見合ったまちづくりを進めるため、土地利用の方針を次のように定める。</p> <p>〔低層住宅地区〕 戸建住宅及び共同住宅を主体とした低層住宅の立地を図る。また、身近な居住空間にみどりを創造し農地との調和を図るため、各敷地内の生垣や樹木等の維持と保全を図り、敷地面積の10%以上の緑化率を確保する。</p> <p>〔沿道地区〕 周辺環境に配慮しつつ、地区内及び周辺の利便性を考慮し、沿道サービス施設等を誘導する。また、身近な居住空間にみどりを創造し農地との調和を図るため、各敷地内の生垣や樹木等の維持と保全を図り、敷地面積の10%以上の緑化率を確保する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>良好な街並みの形成を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。また、垣又はさくは街並み景観の向上及び農地との調和を図るため、生垣を主体とした垣又はさくの構造の制限を定める。</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	位置	日野市日野台二丁目地内		
		面積	約0.8ha		
		地区の区分	名称	低層住宅地区	沿道地区
			面積	約0.7ha	約0.1ha
		建築物等の用途の制限 ※	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 住宅 2 共同住宅 3 事務所兼用住宅 4 店舗兼用住宅 5 診療所兼用住宅 6 前各号の建築物に付属するもの		—
		建築物の敷地面積の最低限度	120㎡		150㎡
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は0.6m以上とする。 なお、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合には、この限りでない。 1 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの 2 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であるもの 3 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以下であるもの		
		建築物等の高さの最高限度	建築物の高さは地盤面から9.0m、軒の高さは7.0mをそれぞれ超えないものとする。	建築物の高さは地盤面から15mを超えないものとする。	
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1 建築物の外壁及びこれに代わる柱の色彩は、刺激的な色を避け、落ち着いた色調とする。 2 屋外広告物は過大とならず周辺環境と調和するよう、色彩、大きさ及び設置場所に留意し、美観風致を損なわないものとし、屋上には設置しないものとする。		
		垣又はさくの構造の制限	道路に面する垣又はさく（門柱を除く。）の構造は、生垣又はフェンスとする。ただし、高さ0.6m以下のコンクリートブロック塀等はこの限りでない。		
土地の利用に関する事項	農地と住宅が調和し、みどり豊かで良好な環境を創出するため、緑化施設の面積の敷地面積に対する割合を10%以上確保する。				

「区域、地区整備計画の区域及び地区の区分については計画図表示のとおり」

※ は知事同意事項

理由：住環境を将来にわたって保全するため、地区計画を決定する。